

令和4年度 共同・協業販路開拓支援事業 AT 商談会開催事業の企画提案を公募します

当機構では、AT 商品の造成と欧米市場への販路拡大を目指し、共同・協業販路開拓支援事業として国内でアドベンチャートラベル（AT）に取り組む事業者と協働して取り組みを進めています。

つきましては、国内事業者間のネットワークを深めながら、欧米の AT 事業者との商談を継続的に行なうこととし、企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名

令和4年度 共同・協業販路開拓支援事業 AT 商談会開催事業

2. 事業目的

国内で AT に取り組む事業者が連携し、長期 AT 商品を造成しながらオペレーション体制を整えるとともに、AT 商品販売に意欲がある欧米事業者と商談を実施し、2023 年に北海道で開催される ATWS に向けて販路拡大を目指す。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

9月8日（木）	公示
9月12日（月）	企画提案の参加表明期限
9月26日（月）	企画提案書の提出期限
9月28日（水）	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※4社以上応募の場合は27日（火）に書類による予備審査、28日（水）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行なう
9月下旬～10月初旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

※事前説明会は開催しません。企画募集提案要領を読み、不明な点がある場合は担当までご連絡ください。

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT 推進部 石橋静枝
Email ishibashi@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

**令和4年度 共同・協業販路開拓支援事業 AT商談会開催事業
企画提案募集要領（企画提案指示書）**

1. 事業目的
国内でATに取り組む事業者が連携し、長期AT商品を造成しながらオペレーション体制を整えるとともに、AT商品販売に意欲がある欧米事業者と商談を実施し、2023年に北海道で開催されるATWSに向けて販路拡大を目指す。
2. 事業実施主体及び事業実施方法
公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。
3. 企画提案応募条件等
単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること
 - (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
 - (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
 - (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
 - (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
 - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること
4. 契約方法等
公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。
5. 委託事業費（上限）
6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。
6. 委託期間及び業務スケジュール
 - (1) 委託期間：契約締結日から令和5年3月10日（金）まで
 - (2) 業務スケジュール
 - 9月8日（木） 公示
 - 9月12日（月） 企画提案の参加表明期限
 - 9月26日（月） 企画提案書の提出期限
 - 9月28日（水） 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
※4社以上応募の場合は27日（火）に書類による予備審査、28日（水）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行なう

9 月末～10 月初旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施
令和5年3月10日(金) 業務終了、実績報告書の提出

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) AT 商品造成マッチング会の実施

- ① 実施目的
欧米の AT 事業者との商談会に備え、国内各地の事業者が持つ AT 商品を組み合わせ、地域を繋ぐ長期の AT 商品を造成する。
- ② 参加者
共同・協業販路開拓支援事業の参画事業者 6 社以上
- ③ 開催時期・場所
令和 4 年 11 月 14 日（月） 福岡市内
- ④ 業務内容
(ア)参加者のとりまとめ・案内など事務局業務全般
(イ)会場・備品手配、会場側との調整業務
(ウ)アンケート実施、集計、分析
- ⑤ 見積に含める項目
(ア)企画費
(イ)管理運営費
(ウ)アンケート実施・報告書作成経費
- ⑥ 見積に含めない項目
(ア)参加者の会場までの旅費
- ⑦ 参考見積に含める項目
(ア)会場費および備品
※補助金の規則により、当機構へ直接請求が必要な項目。委託事業費外とし、別途参考見積にまとめること。

(2) 欧米事業者とのオンライン商談会の実施

- ① 実施目的
欧米事業者との継続的な関係の構築、(1)のマッチング会で造成した商品の販売促進
- ② 実施時期
令和 5 年 2 月中旬～下旬の 1 日間または複数日
- ③ 業務内容
(ア)オンラインプラットフォームの選定と商談環境の設定
(イ)海外バイヤーへの告知・集客
(ウ)国内セラーのとりまとめ・案内など事務局業務全般
(エ)事務局用会場・備品手配、会場側との調整業務
(オ)アンケート実施、集計、分析
- ④ 実施形式と留意事項
(ア)実施形式はオンラインとし、プラットフォームと活用方法を提案すること。
(イ)時差、各国の事業者の参加のしやすさ等を考慮し、開催日、時間帯、マッチングの方法などを提案すること。
(ウ)ATTA 会員をはじめ、訪日旅行と AT 商品に興味を示す欧米の事業者から幅広くバイヤーを集めること。特に欧州の新規市場への接触に注力すること。
(エ)開催期間中の商談件数は、セラー1 事業者あたり 10 件を目標とすること。
(オ)バイヤー・セラーともに事業者情報を前もって公開し、限られた時間での商談に備える機会を提供すること。
(カ)商談会後にはアンケートを実施し、バイヤーが望む商品の在り方や効果的な商品の売り込み方のヒントを探り、参画事業者にフィードバックすること。
- ⑤ 参加対象
(ア)国内セラー 共同・協業販路開拓支援事業の参画事業者 8 社以上

- (イ)海外バイヤー(1) AT 商品を販売する欧州の旅行事業者 8 社以上
- (ウ)海外バイヤー(2) AT 商品を販売する北米の旅行事業者 8 社以上
- ⑥ 見積に含める項目
 - (ア)企画費
 - (イ)管理運営費
 - (ウ)オンラインプラットフォームに関わる費用
 - (エ)海外バイヤーの集客に関わる費用
 - (オ)アンケートに関わる費用
- ⑦ 見積に含めない項目
 - (ア)国内サプライヤーの旅費

※国内参加者は各自オンラインで参加、1 か所に集める予定はないため不要。
- ⑧ 参考見積に含める項目
 - (ア)事務局用会場・備品費（通信環境・設備環境に配慮すること）

※補助金の規則により、当機構へ直接請求が必要な項目。委託事業費外とし、別途参考見積にまとめること。

(3) その他
上記以外に、当該事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(4) 上記(1)～(3)の業務遂行にかかる計画の策定

(5) 上記(1)～(3)の業務にかかる進行管理

(6) 事業実績報告書及び成果物の提出
事業実績報告書 紙媒体 3 部及び電子データ

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行なうこと。

- (1) 提出期限 令和 4 年 9 月 12 日（月）17:00
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出場所 AT 推進部 石橋静枝 ishibashi@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4 用紙 1 枚程度）。

③ 実施スケジュール

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること（企画提案が採択された後は、業務処理計画書として再提出する）。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）

⑦ 見積書（参考見積り）

- ・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
- ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4判 5部（社名あり1部、社名なし4部）

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和4年9月26日（月）12：00（厳守）

(5) 提出場所

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
（公社）北海道観光振興機構 AT推進部
担当：石橋静枝 TEL 011-206-6951

10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

11. 応募上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。

(5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

(10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。

(11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

(1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進部 石橋静枝
ishibashi@visithkd.or.jp
TEL 011-206-6951

以上

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 共同・協業販路開拓支援事業 AT 商談会開催事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 共同・協業販路開拓支援事業 AT 商談会開催事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

第 11 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、 とし、
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

第16条 コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、が保存するものとする。

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。